

奈良県告示第三百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、倉橋溜池土地改良区の役員が次のとおり退任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十一年一月二十三日

奈良県知事 荒井正吾

退任役員の役名、氏名及び住所

理事 浦谷 敏一

磯城郡田原本町大字味間一六三一